

高萩・北茨城広域事務組合個人情報保護条例

令和元年10月9日

条例第26号

改正 令和5年3月24日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、組合の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(個人情報の保護等)

第2条 組合の個人情報の保護については、北茨城市個人情報の保護に関する法律施行条例（平成17年北茨城市条例第33号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。